

# 特定非営利活動法人 多文化共生センター大阪定款

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

この法人は、特定非営利活動法人多文化共生センター大阪という。

### 第2条（事務所）

この法人は主たる事務所を、大阪府大阪市淀川区西中島4-6-19 木川ビル5Aに置く。

## 第2章 目的及び事業

### 第3条（目的）

この法人は、国籍、文化、言語などの違いを越え、互いを尊重する「多文化共生」の理念に基づき、在日外国人と日本人の双方へ向けて「多文化共生」のための事業を創造し、実践することを目的とする。

### 第4条（特定非営利活動の種類）

この法人は、前述の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

1. 国際協力の活動
2. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
3. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助

### 第5条（事業）

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

#### (1)特定非営利活動に係る事業

1. 日本で生活する外国人への支援活動
2. 多文化共生に関する研修、調査、研究
3. 多文化共生の概念を普及するための啓発及び情報発信
4. 前各号を実施するための、その他支援事業

### 第3章 会員

#### 第6条（種別）

この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2)援助会員 この法人の目的に賛同し、この法人に対する援助を目的として入会した個人及び団体

#### 第7条（入会）

会員が備える条件としては特にこれを定めない。

- 2 入会は入会申込書により代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限りこれを認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### 第8条（会費）

会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

#### 第9条（会員の資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)退会届の提出をしたとき。
- (2)本人が死亡、又は正会員、援助会員である団体が消滅したとき。
- (3)継続して6ヶ月以上会費を滞納したとき。
- (4)除名されたとき。

#### 第10条（退会）

会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

#### 第11条（除名）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会での議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)この定款に違反したとき。
- (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### 第12条（拠出金品の不返還）

既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

## 第4章 役員及び職員

### 第13条（種別及び定数）

この法人に次の役員を置く。

(1)理事 4人以上15人以内

(2)監事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とする。

### 第14条（選任等）

理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事、副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

### 第15条（職務）

代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)この法人の財産の状況を監査すること。

(3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄官庁に報告すること。

(4)前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

### 第16条（任期等）

役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### 第 17 条（欠員補充）

理事又は監事のうち、第 13 条第 1 項に定める最小の役員数を欠くときには、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### 第 18 条（解任）

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2)職務上の義務違反又はその他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### 第 19 条（報酬等）

役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

#### 第 20 条（職員）

この法人の職員は代表理事が任免する。

## 第 5 章 総会

#### 第 21 条（種別）

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

#### 第 22 条（構成）

総会は、正会員をもって構成する。

#### 第 23 条（権能）

総会は、以下の事項について議決する。

- (1)定款の変更
- (2)解散
- (3)合併
- (4)事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5)事業報告及び収支決算
- (6)役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7)会費規定の変更
- (8)借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9)その他運営に関する重要事項

#### 第 24 条（開催）

通常総会は毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

#### 第 25 条（招集）

総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときには、その日から 45 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

#### 第 26 条（議長）

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

#### 第 27 条（定足数）

総会は、招集時の正会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

#### 第 28 条（議決）

総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### 第 29 条（表決権等）

正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

### 第 30 条（議事録）

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

## 第 6 章 理事会

### 第 31 条（構成）

理事会は、理事をもって構成する。

### 第 32 条（権能）

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)総会に付議すべき事項

(2)総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### 第 33 条（開催）

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)代表理事が必要と認めたとき。

(2)理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。

(3)第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

### 第 34 条（招集）

理事会は代表理事が招集する。

2 代表理事は前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があつたときには、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

### 第 35 条（議長）

理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

### 第 36 条（議決）

理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### 第 37 条（表決権）

各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

### 第 38 条（議事録）

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)日時及び場所
  - (2)理事総数及び出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3)審議事項
  - (4)議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5)議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

## 第 7 章 資産および会計

### 第 39 条 資産の構成

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1)設立当初の財産目録に記載された資産
- (2)会費
- (3)寄付金品
- (4)財産から生じる収入
- (5)事業に伴う収入
- (6)その他の収入

#### 第 40 条（資産の区分）

この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

#### 第 41 条（資産の管理）

この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

#### 第 42 条（会計の原則）

この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

#### 第 43 条（会計の区分）

この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

#### 第 44 条（事業計画及び予算）

この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

#### 第 45 条（暫定予算）

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

#### 第 46 条（予備費の設定及び使用）

予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

#### 第 47 条（予算の追加及び更正）

予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

#### 第 48 条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、3 か月以内に、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### 第 49 条（事業年度）

この法人の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

#### 第 50 条（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れ（その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除く）、その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

### 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

#### 第 51 条（定款の変更）

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

#### 第 52 条（解散）

この法人は次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは正会員総数の 5 分の 4 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄官庁の認定を得なければならない。

#### 第 53 条（残余財産の帰属）

この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）する際に残存する財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人または公益社団法人、公益財団法人に譲渡するものとする。

#### 第 54 条（合併）

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

### 第55条（公告の方法）

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第10章 雑則

### 第56条（細則）

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

### 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事 田村太郎

理事 中村満壽央

理事 田辺徹

理事 岸本良彦

理事 阿部一郎

理事 朴君愛

理事 ニシャンタ・ジャヤシンハ・アーラッチラーゲ・トシタ・デーワップリヤ

監事 名和 道紀

監事 大泉 敬次

2000年8月1日 発効

2001年5月27日 改訂

2005年5月21日 改訂

2006年5月20日 改訂

2006年12月2日 改訂

2008年5月27日 改訂